

## 郵便メー3037-C (H1 8.1 2.1 4) 郵便約款改正に対する考察

標記約款改正により、本年7月1日より、広告郵便物・区分郵便物の料金支払いに際し、料金別納での差し出し・支払いの際の手段から「郵便切手」での納付が除かれます。郵便法等を精査したところ、この約款改正は、郵便法32条に反する恐れが有り正当性を欠くと思いますのでご検討方お願いしたく存じます。

郵便法32条 郵便に関する料金は、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に別段の定めのある場合を除いて、「郵便切手」でこれを前納しなければならない。

ここでのポイントは、郵便サービス＝役務の提供を受けるに当たっての唯一或いは優先の支払い手段として、「郵便切手」を指定しており、特段の定めでそれ以外の手段＝現金等も排除しないとの規定だと読んでおります。あまた有る支払い手段の1つとしての並存する「郵便切手」とは読めません。今回の約款改正は別納での「郵便切手排除」なので、この点に絞って論じます。

この規定は 約款46条・52条 にリンクします。

料金別納郵便物は、差出しの際、料金を添えるものとし、・・・とあります。ここでの料金は唯一「郵便料金」を指すもので間違いないでしょう。

補足の条項で、3 料金別納郵便物（郵便局に差し出すものに限る。）の料金は、カードを使用して納付することができる。4 料金別納郵便物の料金は、これを現金で納付することができる。の2項目の規定は、原則＝優先が「郵便切手」の納付であり、例外＝劣後＝同等＝代替の手段として、「ふみカード」「現金」も排除しないという意味だと読めるのです。約款の「料金」が「郵便料金」であるのは確かですから、法32の条文の精神で、「郵便切手」が唯一・絶対の支払い手段であり、その他の手段は、代替は出来ても、郵便切手の排除は想定してないのではと考えます。

今回の通達の「背景」に、料金割引を適用する郵便物について、高額の別納料金が郵便切手で支払われた場合、現場でのオペレーション上の過大な負担が発生している現状を是正する必要がある・・・と有ります。今回の意見を申し出るに当たって、「郵便切手」の法的な位置づけ＝郵便サービスを受けるに当たっての唯一の支払い手段であり、その前払証紙であり、唯一の組織が発行権を持ち、額面を持って発行・販売する、みたいな規定を探そうとしたのですが、現時点では決定的なものは、見つかってません。ただ、イギリスのローランド・ヒル、日本の前島密以来の根本的なルールは変化はないはずで、明治4年の創業、明治16年の郵便条例、昭和23年の新郵便法・・・と時と共に実務的には変革を遂げては来ておりますが、「郵便切手」の位置づけは前に述べた通りで共通です。

料金別納＝個別の郵便物への切手不貼付は大正8年から始まっています。その意味はユーザーでの切手貼付の手間の軽減、及び当局の料金確認、消印の手間の省略で双方にメリッ